

～就学支援金に関する重要なお手紙です～

## 【重要】「就学支援金」の申請のご案内

令和6年度の就学支援金の申請が必要な方へ最終のご案内です。

このご案内は、令和6年度高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という）の申請について、「意向あり」として登録されているものの、現在未申請または一時保存の状態となっている方にお送りしています。以下の案内に沿ってご対応くださいますようお願いいたします。

### 【都内在住の方】

- 都の「私立高等学校等授業料軽減助成金（以下「軽減助成金」という）」のみの申請では、上限額※まで受給できない可能性がございますので、速やかに就学支援金のご申請をお願いいたします。（ただし、就学支援金の所得制限に該当するために申請の意向が無い場合はご対応不要です。意向がない旨を在学学校までご連絡ください。）

※484,000円の範囲内で在学学校の授業料（減免のある場合は、減免後の額）が上限となります。

なお、都の「軽減助成金」の申請を行っていない場合は、東京都私学就学支援金センター授業料軽減担当（TEL 03-5206-7925）へご相談ください。

### 【都外在住の方】

- 速やかに就学支援金のご申請をお願いいたします。（ただし、就学支援金の所得制限に該当するために申請の意向が無い場合はご対応不要です。意向がない旨を在学学校までご連絡ください。）

☆いずれの場合についても、申請を新たにご作成いただくために、過去に未完了となっていた申請を学校にて不受理にさせていただく場合がございます。ご了承ください。

☆申請後に、申請内容の不備へのご対応についてご連絡させていただく場合がございます。

上限額まで受給するために速やかなご対応が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

### <申請方法>

学校より受領した「ログインID 通知書」に加え、個人番号（マイナンバー）が分かるものをお手元にご用意のうえ、以下のサイトより申請を行います。

e-Shien : <https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>



### 【問い合わせ先】

東京都私学就学支援金センター

TEL 03-6743-5011（平日：9：15～17：00）

※お問い合わせの際は、こちらのご案内がお手元にある旨をお伝え頂けると幸いです。